

2024年10月24日

大分大学学長
北野 正剛 殿

大分大学教職員組合
執行委員長 芝原 雅彦



団体交渉申し込み

以下の議題で団体交渉を申し入れます。

1. 教員の待遇改善について

- ・現在の入試手当の妥当性を証明する資料を提示すること
- ・教員の過重負担についての調査結果と、法人側の分析結果を提示すること
- ・各部局に教育・研究経費を最大限配分するよう努力すること
- ・1号年俸制教員の年俸額を引き上げること

2. 事務職員・技術職員の待遇改善について

- ・事務職員の時間外労働の実態や発生原因を正確に把握するとともに縮減策を具体的に講じ、ワーカーライフバランスを実現すること。その1つとして、職員代表委員会との合意をふまえて、時間外労働が多い職場について、「仕事を減らす、人を増やす、非常勤職員の雇止めをやめる」ようにすること
- ・心身の健康問題による病気休暇の取得者が増えている実態に対して、対策強化の取り組みを行うこと
- ・大分大学技術専門員昇格選考基準を踏まえつつ、専門員定数増および退職前5級・技術専門職員5級の改善を行うこと
- ・技術長以上の職について、職務に見合った手当を支給すること
- ・公募採用職員の昇級改善を行うこと
- ・定年延長により60歳以降の給与水準は定年前の70%へ引下げられている一方、職務内容は定年前と変わらない状況である。早急に給与水準に見合った職務内容の検討を行うこと
- ・再任用職員（2号嘱託職員）の住居手当を支給すること
- ・嘱託職員、事務系職域限定職員の年俸額を引き上げること

3. 非常勤職員の待遇改善について

- ・非常勤職員から無期雇用となった特例非常勤職員、非常勤職員から事務系職域限定職員になった職員については、そのキャリアを評価し、目標をもって働くよう、担当する業務に見合うよう賃金の引き上げをすること
- ・法人が提起した非常勤職員、特例非常勤職員、事務系職域限定職員から常勤職員へのそれぞれのキャリアパスを今年度中に制度化すること。とくに事務系職域限定職員から事務職員への採用試験を恒久化すること
- ・非常勤職員の給与改定時期を常勤職員と同様に、4月に遡及して行うこと
- ・非常勤職員と常勤職員との待遇の相違について、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条で禁止される「不合理と認められる相違」に該当しない理由を待遇ごとに説明し、ボーナス、手当、休暇、研修など、不合理な格差を是正すること
- ・非常勤職員に対して、待遇改善につながるキャリアパスをつくること、とくに本学に通算10年以上雇用されている非常勤職員については、特例非常勤職員としての採用が可能な制度の導入を今年度中に検討すること

4. すべての人が働きやすい職場の実現にむけて

- ・育児部分休業の取得状況や職場への影響について法人の現状認識の説明を示すこと
- ・通院が必要な障害者雇用の職員には、病状の特性に応じて有給の通院休暇を付与すること

5. その他

- ・2024年診療報酬改定の対応（支給額、支給対象者等）についてすみやかに情報を開示し実施すること
- ・旦野原キャンパスでの組合説明会の時間を確保すること
- ・災害に関わる特別休暇の取得要件に職員の親族を加えること